

7月1日から7月7日は「全国安全週間」です

～すべての働く方が安全に働くことのできる職場の実現をお願いします～

7月1日から7月7日は令和7年度「全国安全週間」です。また、6月1日から6月30日はその準備期間です。福島労働局では、各職場での巡視やスローガンの掲示など、労働災害防止に関する取組を呼びかけています。

令和7年度「全国安全週間」スローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的としています。

事業場において、労使が協調して労働災害防止対策を展開してきた結果、福島県内の労働災害は長期的には減少してきましたが、近年は、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けています。また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、今後も労使一丸となった取組が求められます。

福島労働局では、県内の労働災害防止団体等に対し、別添1の「令和7年度全国安全週間実施要項」に基づき、「全国安全週間」及びその準備期間に集中的に災害防止活動を展開することを求めています。

福島労働局及び管内の労働基準監督署においても、労働局長による建設現場パトロールのほか、労働災害防止団体等と連携したパトロールや安全週間説明会などの様々な労働災害防止に係る取組を展開することとしています。

また、毎年7月は、暑さ指数(WBGT)が急激に上昇するため、熱中症による災害が急増する傾向にあります。そのため、福島労働局では、5月から9月までの間「STOP!熱中症クールワークキャンペーンふくしま」を展開し、7月を重点取組期間としています。令和7年6月1日からは、改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者には義務付けられたことから、熱中症対策についてより一層の取組を呼びかけています。



キャンペーン
実施要綱

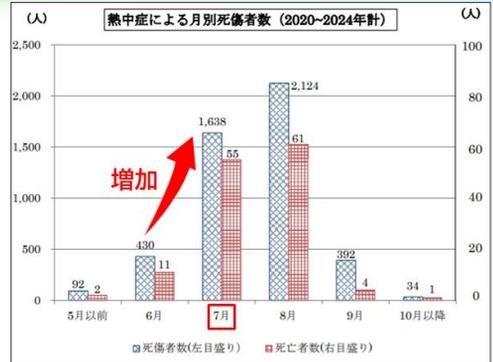
STOP! 熱中症

クールワークキャンペーンふくしま



～7月は熱中症対策に重点的に取り組みましょう～

- 令和6年、全国の熱中症による休業4日以上[※]の死傷者数は1,257人、うち死亡者数が31人となりました(確定値)。
- 福島県内でも、職場における熱中症による死傷者が2年連続で20人程度発生しています。
- 熱中症による労働災害は、例年その約8割が7月、8月の2ヶ月間に集中して発生しています。
- 特に、梅雨明けを迎え、暑さ指数(WBGT)が急激に上昇する7月には災害発生件数が急増しています。



➔7月はより一層の熱中症対策が求められます。

重点取組期間 **7月** にすべきこと

☐ 暑熱順化

暑さに慣れておくと早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止めることができます。暑くなる前に身体を熱中症対策モードにしましょう。

- ☑ いつもより作業時間を短く設定し徐々に長くなる
- ☑ いつもより休憩回数を増やす 休憩時間を長くする
- ☑ いきなり高負荷をしない 低負荷作業から始め高負荷作業に移行する

☐ 労働衛生教育

7月は熱中症のリスクが高まっていることを含め、熱中症の予防や体調異常者が現れた場合の対応方法などについて重点的な教育を行いましょ。



雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施することが重要です。

☐ 健康管理

作業開始前の健康状態を確認しましょう。特に、7月からは巡視回数を増やすなど、作業中の健康状態もこまめに確認しましょう。

チェック項目(例)

- ☐ 朝食は食べたか
- ☐ 体調に異常はないか
- ☐ 前日は十分に眠れたか
- ☐ 前日に多量の飲酒をしていないか
- ☐ 暑熱順化の不足等 など

☐ 水分・塩分補給

熱中症予防には、こまめな水分と塩分の補給が重要です。休憩時間だけでなく作業途中にも定期的に水分・塩分を摂りましょう。特に、高齢者はのどの渇きを感じにくい傾向があるため管理者が一斉に水分補給を呼びかけるなどの工夫が必要です。



☐ 暑さ指数(WBGT)に応じた対策の強化

7月は気温が急激に高まる時期です。暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加の対策を行いましょ。

例: 扇風機や換気扇を併用する、休憩場所にシャワー設備を設ける など



暑さ指数(WBGT)が基準値を上回ると熱中症の発生リスクは急激に高まります。

対策を強化しても暑さ指数を(WBGT)を基準値以下にできない場合には、一度作業を中断しましょ。

字はう!備えよう!職場の仲間を守る! 職場における熱中症予防情報



熱中症予防のヒント、オン そのほか、そのほか、いのも守る 自分でできる2つのこと



職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者には義務付けられました

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上

の環境下で

連続1時間以上
又は
1日4時間を超えて

実施が見込まれる作業
※業種は問いません

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。

例：職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用等

本人からの報告を受けるだけではなく、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。

※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。

<熱中症のおそれのある者に対する処置（②実施手順）の例 フロー図>

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている 等

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
判断に迷う場合は【#7119】等を活用し、専門家の指示を仰ぐこと。

<周知方法の例>



【朝礼やミーティングで周知】

件名:本日はWBGT値が28℃を超える見込みです
皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。
体調不良が発生した場合は、フロア一帯に着ぶれお伝えください。
〇〇さん(000-0000-0000)へ連絡するようお願いいたします。
それでは本日もよろしくお願いたします。



【メールやイントラネットで周知】